

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	観覧料等の減免																
根拠条例等・条項	堺市博物館条例第6条																
所 管 課	文化観光局 歴史遺産活用部 博物館 学芸課																
審 査 基 準	<p>(1) 20名以上の団体で入館するとき</p> <p>(2) その他観覧料の減免について、特別に許可を与えた証明書等を持参のとき。</p> <p>観覧料（特別展では観覧料を変更する場合がある。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">観覧料（1人1回につき）</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>20人以上の団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>200円</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>高校生・大学生</td> <td>100円</td> <td>70円</td> </tr> <tr> <td>小学生・中学生</td> <td>50円</td> <td>30円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	観覧料（1人1回につき）		個人	20人以上の団体	一般	200円	160円	高校生・大学生	100円	70円	小学生・中学生	50円	30円
区分	観覧料（1人1回につき）																
	個人	20人以上の団体															
一般	200円	160円															
高校生・大学生	100円	70円															
小学生・中学生	50円	30円															
標準処理期間	標準処理期間	即日															
	標準処理期間を設定できない理由																